

## 竹原市景観形成支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、竹原市景観条例（令和4年竹原市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第3項に規定する重点地区（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区を除く。以下「重点地区」という。）内において、竹原市景観計画に定める景観形成基準に適合した行為を行う市民又は事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、竹原市補助金交付規則（昭和35年竹原市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「修景」とは、条例の規定により策定された竹原市景観計画（以下「景観計画」という。）に定める景観形成基準（以下「基準」という。）に適合し、かつ、周辺の景観に調和させることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、重点地区内の道路等の周辺から眺望できる建築物等の外観部分において、次条に定める修景事業を行う建築物等の所有者若しくは管理者又は土地所有者等とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 重点地区内で実施する事業であること。
- (2) 建築物等（景観法第16条第3項に規定する勧告を受けたものを除く。）の所有者若しくは管理者又は土地所有者等が行う事業であること。
- (3) 基準に適合し、かつ、周辺の景観と調和する事業であること。
- (4) 国、県又は市の他の制度による補助金を受けていない事業であること。
- (5) 補助金を交付する年度内に完了する事業であること。（事業の規模や内容により年

度内に完了することが困難な場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与するもの

(2) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費及び補助金交付額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業のうち、外観に関して基準に適合しない部分について、基準に適合させるために行う次に掲げるものに係る費用とする。

(1) 建築物等の外観の修景

(2) 工作物の修景又は建築設備の遮へい

(3) 屋外広告物の除却又は修景

2 補助金の額は、別表の左欄に掲げる対象事業ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる補助対象経費に対する補助率により算出した額（算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）とし、同表右欄の補助限度額を上限とする。

3 第1項第1号の補助対象経費については、同一の建物につき、1回限り補助金を交付するものとする。

4 第1項第2号及び第3号の補助対象経費については、同一敷地内につき、修景事業ごとに1回限り補助金を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、竹原市景観形成支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) 工事設計図

- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 補助対象者であることを証明できる書類
- (5) 現況写真
- (6) 色彩のイメージがわかる図面
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、竹原市景観形成支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付すことができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、竹原市景観形成支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更がない場合で、補助金の額に変更を生じないものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、補助対象事業の内容の変更を承認したときは、竹原市景観形成支援事業補助金変更承認通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付申請を取り下げるときは、遅滞なく竹原市景観形成支援事業補助金交付申請取下げ書（別記様式第5号）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合

又は、補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、竹原市景観形成支援事業完了実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の請負契約書等の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 状況写真（実施前、実施後及び実施した内容が確認できるもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、竹原市景観形成支援事業補助金の額の確定通知書（別記様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、竹原市景観形成支援事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は竹原市景観形成支援事業補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。

(2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) その他補助金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

2 前項の規定は、補助事業について第12条の規定に基づく交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、竹原市景観形成支援事業補助金交付取消通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、竹原市景観形成支援事業補助金返還請求書（別記様式第10号）により補助金の返還を請求するものとする。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して事業の報告を求め、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（関係書類の保管）

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これらを3年間保存しておかなければならぬ。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

対象事業	補助対象経費 に対する補助率	補助限度額
建築物等の新築、改築又は増築に伴う外観の修景	重点地区の町並み保存地区周辺地区	1 / 2 以内 100万円
	重点地区の町並み保存地区周辺地区以外	1 / 2 以内 50万円
建築物等の新築、改築又は増築以外の外観の修景	1 / 2 以内	10万円
工作物の修景又は建築設備の遮へい	1 / 2 以内	10万円
屋外広告物の除却又は修景	1 / 2 以内	10万円